

(案)

別表

派遣区分	委託料 (基準額)(円)	負担区分(円)							
		A:生活保護等世帯及び市民税 非課税世帯(母子等世帯)		B:A を除く市民税非課税世 帯(一般世帯)		C:市民税均等割のみ課税世帯		D:A,B 及び C を除くその他 の世帯	
		利用者負担	本市負担	利用者負担	本市負担	利用者負担	本市負担	利用者負担	本市負担
1 時間まで	2,700	0	2,700	100	2,600	250	2,450	700	2,000
1 時間を超えて 2 時間まで	4,700	0	4,700	200	4,500	500	4,200	1,400	3,300
面談 (1時間まで)	2,700	0	2,700	0	2,700	0	2,700	0	2,700

備考

- この表において A の「生活保護等世帯」とは、この事業を申請した日において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による被保護世帯及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯をいう。
- この表において A の「市民税非課税世帯（母子等世帯）」とは、この事業を申請した日において、市民税非課税世帯（この事業を申請した日の前年（1 月から 6 月末までの利用については前々年）の所得に対する市民税均等割及び所得割が非課税である世帯をいう。以下同じ。）であって、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する配偶者がない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯をいう。
- この表において B の「市民税非課税世帯（一般世帯）」とは、この事業を申請した日において、市民税非課税世帯（母子世帯等）以外である市民税非課税世帯をいう。
- この表において C 「市民税均等割のみ課税世帯」とは、この事業を申請した日の前年（1 月から 6 月末までの利用については、前々年）の所得に対する市民税均等割のみ課税の世帯をいう。